

高知県新規就農総合対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。第6条第1号において「規則」という。）第24条の規定により、高知県新規就農総合対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の確保及び育成を推進するため、高知県農業経営・就農支援センター（一般社団法人高知県農業会議）及び公益財団法人高知県農業公社が実施する新規就農者に対する支援及び新規就農者の育成に向けた活動に係る事業の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）に係る補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に知事が必要であると認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の補助金交付申請書を受理したときは、その適否を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に対して補助金交付決定通知を行うものとする。ただし、当該申請をした者が、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- 2 知事は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助の条件)

第6条 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、その収入及び支出についての証拠書類とともに交付金の交付を受けた年度の翌会計年度から起算して5年間整備保管すること。
- (4) 県税の滞納がないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容について、次に掲げる変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事前に別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 補助金額の増額変更又は30パーセント以上の減額変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止

(補助事業の遅延等)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(補助事業遂行状況報告書等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の11月30日現在において別記第3号様式による補助事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の12月10日までに知事に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業の成果を記載した別記第4号様式による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、同条第2項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式による報告書により速やかに知事に報告するとともに、知

事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、既に着手した補助事業で必要があると認めるものについて補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記第6号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助事業者が規則及びこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。

(2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。

(4) 補助事業の実施が著しく不適當であると認めるとき。

(5) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、業務の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示をするものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第6条第3号、第10条第3項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費	補助率	備考
<p>1 高知県農業経営・就農支援センター（一般社団法人高知県農業会議）が行う次に掲げる活動に要する経費</p> <p>(1) 就農相談活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農コンシェルジュの設置 ・就農相談及び情報提供等の実施 ・就農相談情報等の収集及び整理 <p>(2) 就農意欲喚起等活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外の就農相談会やイベント等の企画、運営等 ・県内外の他団体主催のイベント等への出展 <p>(3) 求人・求職情報提供活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業法人等への就農希望者及び求人希望経営体の情報収集及び蓄積の実施 ・農業法人の採用計画の分析及び雇用関係成立をあっせんする無料職業紹介活動の実施 <p>(4) 就農関連情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農相談センターホームページの運営 ・各種媒体による情報発信及び広報活動 ・就農関連情報の発信 ・就農相談資料の作成 <p>(5) 先進的農業経営学習会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進的な農業経営に関する学習会の開催 <p>(6) 新規就農希望者等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業体験等実施への支援 <p>(7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、新規就農活動に関するもの</p>	<p>10分の10以内</p>	
<p>2 公益財団法人高知県農業公社が行う次に掲げる活動に要する経費</p> <p>(1) 就農相談活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農希望者に対する就農相談、情報提供等の実施 ・就農関連情報の収集及び整理 ・新規就農者の実態調査 <p>(2) 就農支援資金の管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農支援資金関係事務の実施 ・就農支援資金の債権保全等に関する業務委託 	<p>10分の10以内</p>	

別表第2（第5条、第6条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。